

7 農地取得への支援策

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス
1	②上山市	上山市担い手等経営確立支援事業費補助金	・認定新規就農者	農地法の許可に基づき賃借する農地及び農地中間管理事業を活用して賃借する農地の賃借料を助成。(補助率1/2、上限20万円)	令和6年3月中旬～4月上旬	予算の範囲内交付決定	農林夢づくり課 農政企画係	023-672-1111 (内線408)	—
2	⑥寒河江市	寒河江市担い手新規就農支援事業	(1) 新規就農者／認定新規就農者又は年度内に認定新規就農者となることが見込まれる者 (2) 中高年就農者／45歳以上65歳未満のもので、新規に就農又は専業農家となり5年以内のもので認定新規就農者と同水準の営農を行っている者	【農地集積支援事業】 農地の賃借料助成。10a以上の農地を5年以上賃貸借契約を行った場合に契約から2年間を限度に、賃貸料の1/2を助成(ただし、参考小作料が上限)	—	予算の範囲内	農林課	0237-85-1763	http://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyou/nougyou/shunoshashien.html
3	⑫高島町	農地賃借料補助事業	認定新規就農者で、町内の農地について農地法等による賃借契約を結んでおり、町税(国民健康保険を含む)の滞納がない者	町内の農地について農地法等による賃借契約を結んだ対象者一世帯に対し、対象期間内に支払った農地賃借料年額の1/2の額について10万円を上限に最長2年間助成	令和7年3月31日まで	予算の範囲内	農林振興課	0238-52-1827	—
4	⑬鶴岡市	アグリランドバンク事業 (新規就農支援型)	認定新規就農者 (親元就農除く)	新規就農者支援の観点から経営耕地の一部を貸し付けできる農業者(新規就農者支援農業者)をあらかじめ募り、新規就農者から借り受け希望があった場合に、双方の面接を経て賃借へと繋げていく。※貸付できる面積の上限設定あり	—	予算の範囲内	農業委員会 事務局	0235-64-5868	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html